

(令和4年度第7回原子力規制委員会 資料2 抜粋)

(参考2) 本申請の概要

1. 有毒ガス濃度評価

原子炉制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員、重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、対象発生源の特定に係る評価を実施し、固定源及び可動源を特定する。

なお、評価の結果、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を上回る対象発生源がないことを確認した。

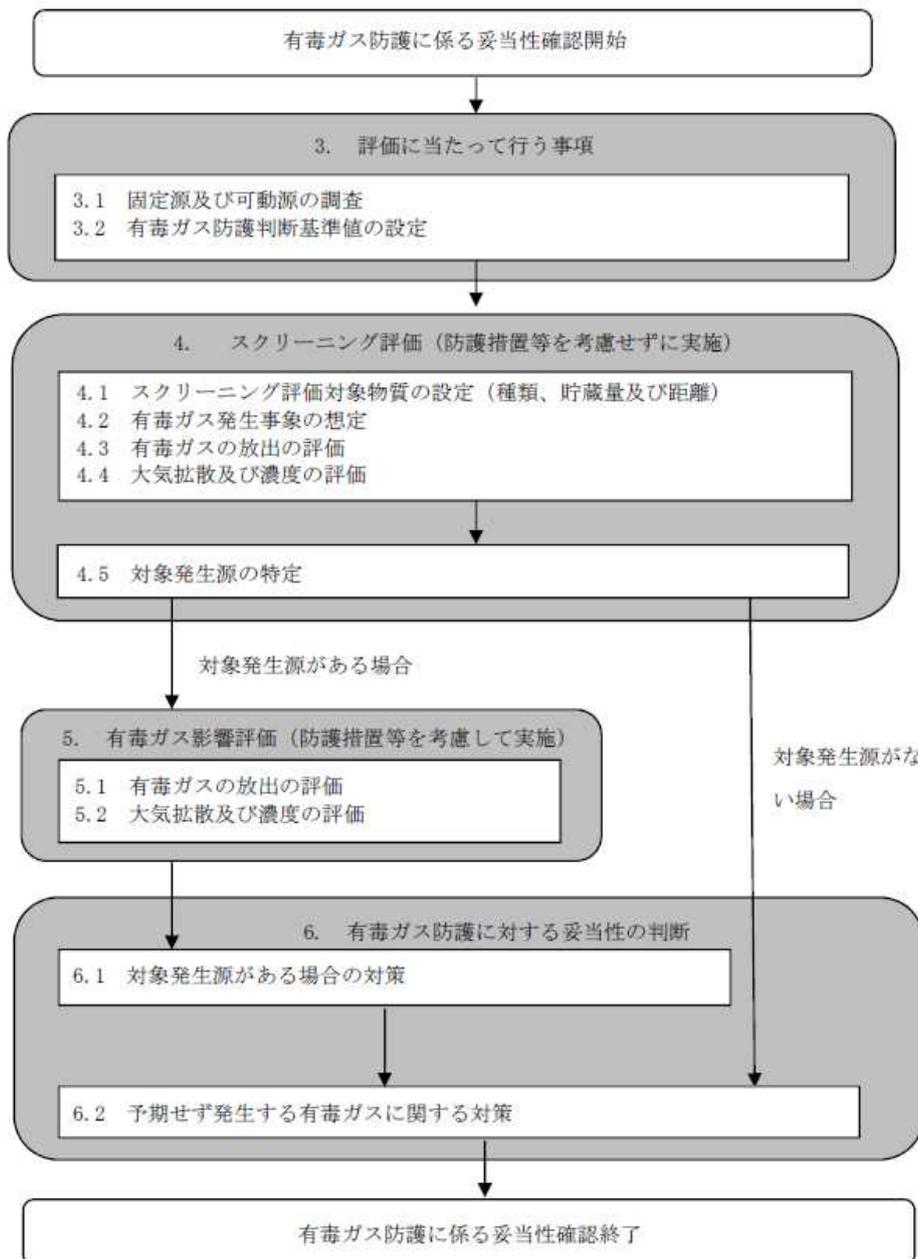


図1 妥当性確認の全体の流れ

出典：「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」から抜粋

2. 固定源及び可動源からの有毒ガスに対する防護措置

固定源及び可動源からの有毒ガスに対しては、運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回る設計とする。

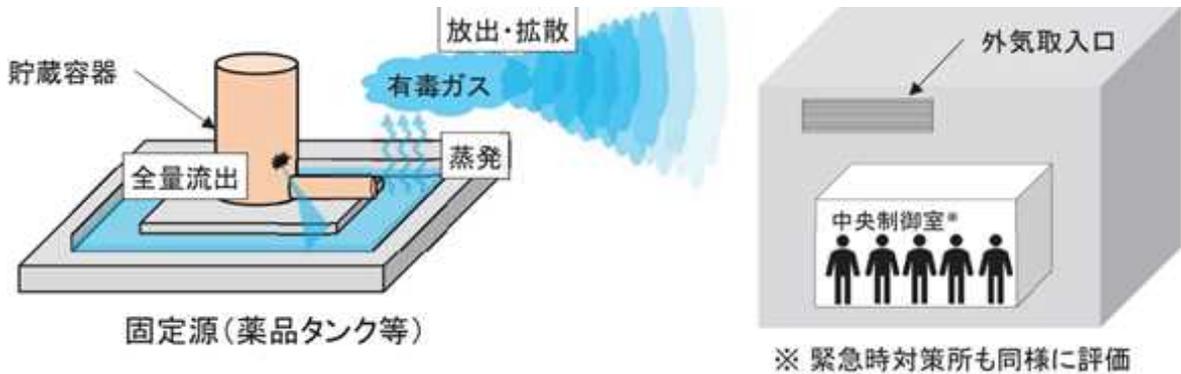


図2 防護措置のイメージ

出典：第1032回原子力発電所の新規規制基準適合性に係る審査会合資料1-2 (<https://www2.nsr.go.jp/data/000382529.pdf>) から抜粋

なお、対象発生源はないことから、防護措置は必要ないことを確認した。

3. 予期せぬ有毒ガスに対する防護措置

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具の着用を行う手順等を整備する。